

市会案第 4 号

鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正について

鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

鯖江市議会議会運営委員会
委員長 末本幸夫

提案理由

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴う特別職の国家公務員の給与改定に準じて、鯖江市議会議員の報酬改定を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（平成23年鯖江市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月の鯖江市議会議員の期末手当の支給についてのこの条例の規定による改正後の鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定については、同条ただし書中「とする。この場合に」とあるのは「とし、鯖江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年鯖江市条例第8号）附則第2項第1号中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とする。この場合に」とする。